

朝日町国土強靱化地域計画・概要版

Resilience Town Asahi

令和2年11月

朝 日 町



第1章 はじめに

1. 計画の策定趣旨

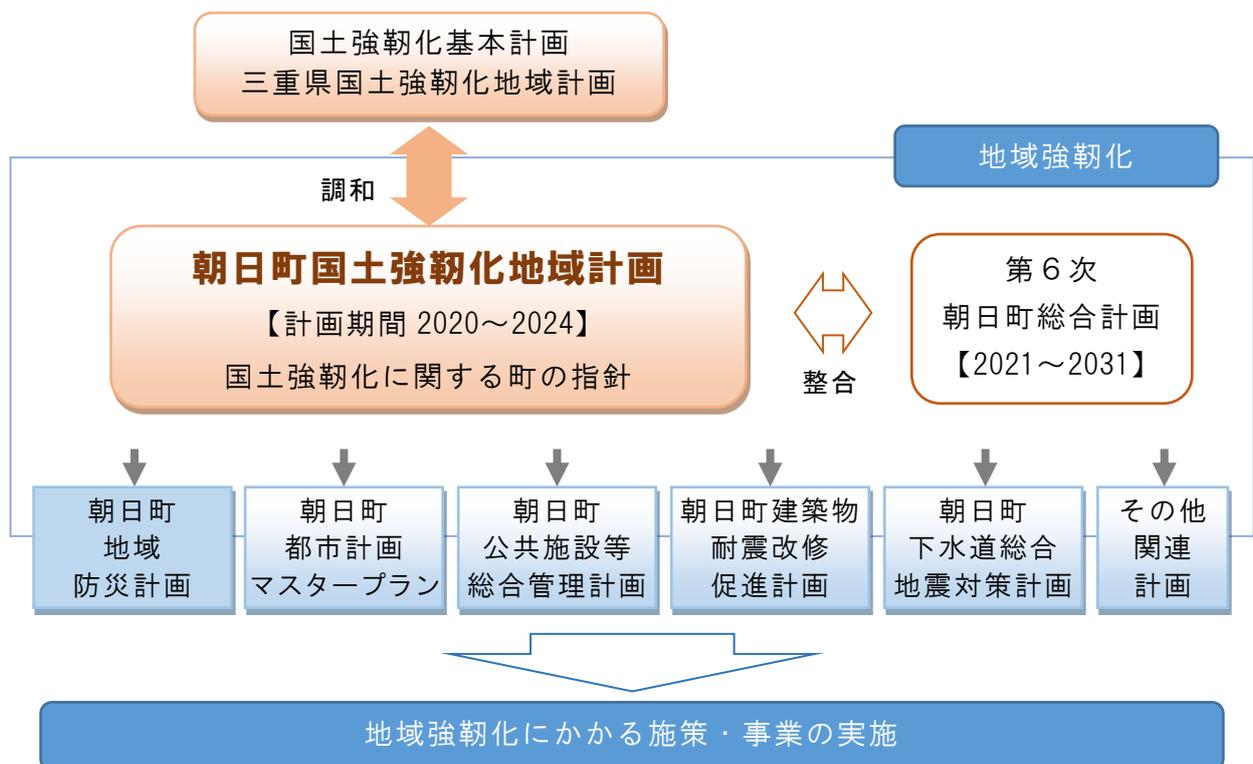
「国土強靱化」とは、あらゆる大規模災害等から人々の命を守り、経済社会への致命的な被害を抑えるとともに、災害発生後、迅速に回復するため、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会を構築することです。

本町では、いつ発生してもおかしくないとされている南海トラフ地震や内陸直下型地震、近年の大型台風、ゲリラ豪雨と呼ばれる降雨の局地的な集中による水害や土砂災害など、朝日町におこりうる様々な大規模自然災害に対する事前防災・減災を備えておくことで、被災した場合における町民の生命や財産を守り、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちを作り上げるため、また「第6次朝日町総合計画」におけるまちづくりの基本目標のひとつである「安全・安心で快適なまちづくり」を中心とした実現に向け、「朝日町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

2. 計画の位置づけ

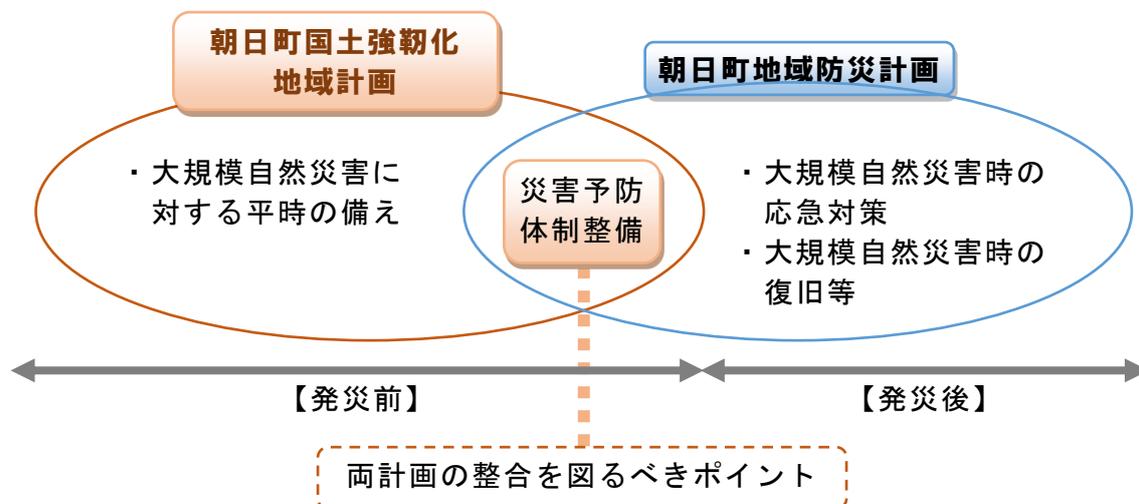
本計画は、本町の様々な政策分野の計画等の指針となる上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」となり、第6次朝日町総合計画（以下「総合計画」という。）や朝日町地域防災計画（以下「防災計画」という。）などの関連計画と整合を図り、地域強靱化を推進するものです。

図 計画の位置づけ



3. 防災計画との関係

防災計画と本計画は、互いに密接な関係を持ち、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、5年間（2020年度から2024年度まで）とします。

第2章 朝日町の地域性と想定される災害

1. 朝日町の地域特性など

本町の地形は、鈴鹿山脈を源とする朝明川・員弁川の流出土砂により形成された沖積層地帯で、おおむねJR関西本線を境にして平坦地と丘陵地とに地形が区分され、三重県の北東部に位置する面積5.99平方キロメートルの小さなまちです。

気候は、温暖な恵まれた気候であるなか、冬期は、多度山脈から吹きおろす北又は北西の季節風が冷たい風をもたらし、時々雪しぐれに見舞われるなど県内でも寒く、一方、夏期日中は南東より海風が吹き、気温は上昇しても比較的凌ぎよいが、夕風頃の無風状態はむし暑いという特徴があります。

2. 朝日町に影響を及ぼす大規模自然災害

本町に影響を及ぼす大規模自然災害は、地震・津波、風水害（豪雨、洪水、土砂災害）を対象とします。

想定される地震・津波	南海トラフ地震	【過去最大クラスの南海トラフ地震】 歴史的に実証されている地震を参考に、現実にこの地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定 【理論上最大クラスの南海トラフ地震】 あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、理論上起こりうる、最大クラスの南海トラフ地震を想定
	県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震	県内に存在が確認されている活断層のうち、3つの活断層（養老-桑名-四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を想定
具体的な想定がない災害		伊勢湾台風をはじめ近年の16号台風など、朝日町に被害をもたらした過去の風水害記録や、安政の大地震をはじめ南海地震など、朝日町に被害をもたらした過去の地震例を参考に想定

第3章 地域強靱化の基本目標

1. 地域強靱化の基本目標

大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、社会基盤を維持するため、次のとおり基本目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

基本計画で示された8つの事前に備えるべき目標を、本計画においても設定することとします。

- 1 大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるよう図る
- 3 必要不可欠な行政機能の確保
- 4 必要不可欠な情報通信機能の確保
- 5 発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 生活・経済活動に必要な最低限のライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第4章 脆弱性評価について

1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価し、本計画の推進に必要な事項を明らかにするため、次の流れで分析・評価を行います。

図 脆弱性評価の流れ



2. リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

県計画において設定されている42の「起きてはならない最悪の事態」を基に、本町の地域特性を踏まえ、24のリスクシナリオを次のとおり設定します。

表 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の絞り込み

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるよう図る	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2 町社会の機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 必要不可欠な行政機能の確保	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能の確保	4-1	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
	5 発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	6 生活・経済活動に必要な最低限のライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気・ガス・水道等）の長期間にわたる供給停止
		6-2	下水道等の汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-3		地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	
3 町民及び公共施設の被害の最小化	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	緑地・急傾斜地等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
4 迅速な復興	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

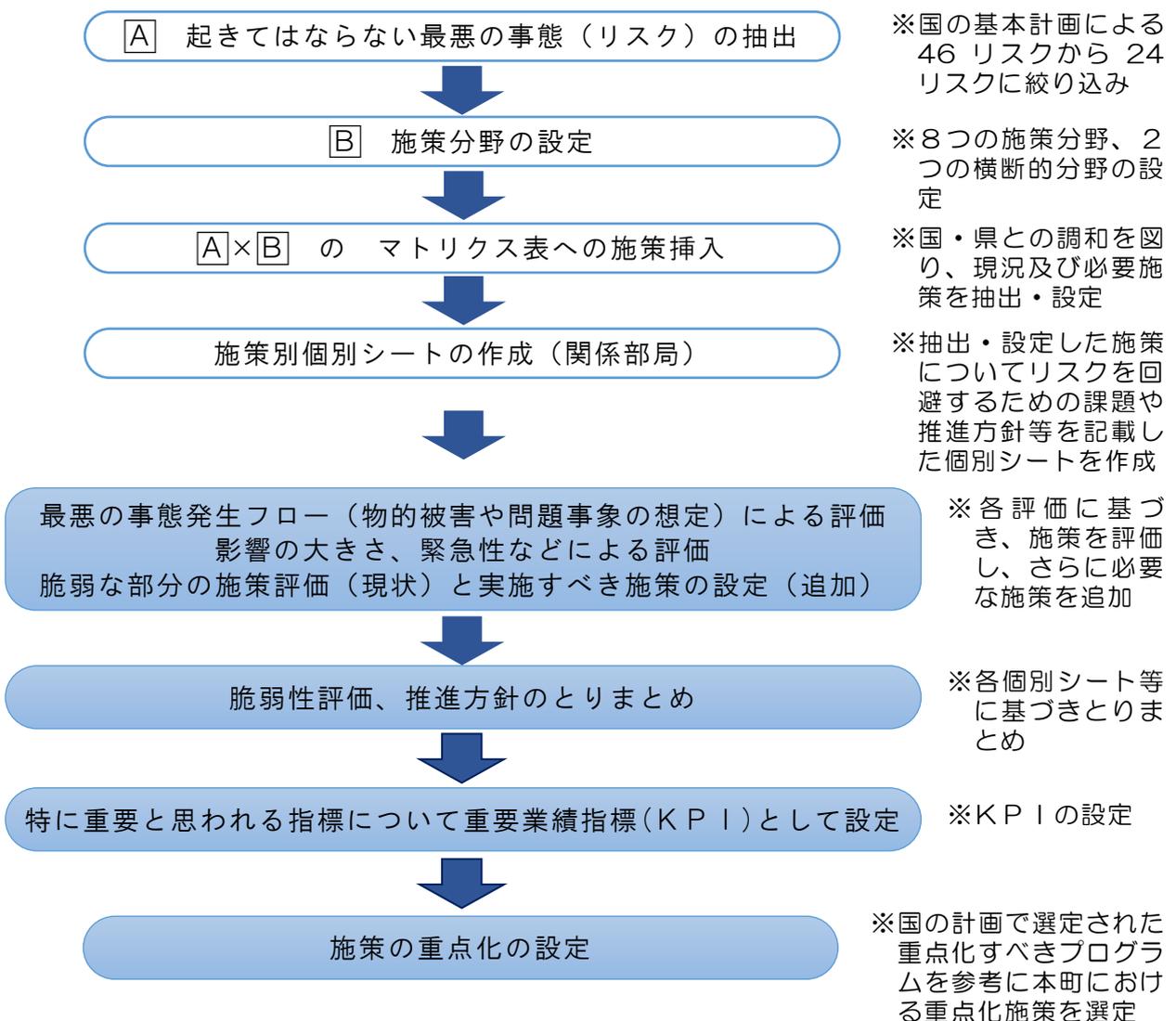
「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、各分野の関係部局が実施している個別施策を特定し、その施策の現状と進捗状況を把握し、脆弱性評価を行います。

なお、脆弱性評価にあたっては、縦軸に24のリスクシナリオ、横軸に8つの施策分野と2つの横断的分野を設けたマトリクスを作成し、リスクシナリオと施策分野の交点に、現在実施している施策をあてはめ、それらの進捗や課題をふまえ、その上で、影響の大きさ、緊急性などをふまえ、評価します。

表 施策分野

8つの施策分野		2つの横断的分野
①行政機能	⑤地域保全・交通	⑨リスクコミュニケーション ⑩老朽化対策
②都市・住宅・土地利用	⑥環境	
③保健医療・福祉	⑦教育・文化	
④産業	⑧ライフライン	

図 本計画策定の手順（参考）



第5章 脆弱性評価と推進方針

「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、関連する施策の脆弱性評価と推進方針を定めます。

また、重点化すべき施策等に係るリスクシナリオを定めるとともに（**重点**と記載）、重点化すべき施策等のうち、特に重要な施策や事業を「重点化すべき項目」（本編参照）として位置づけます。

【事前に備えるべき目標】 1

大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

重点

- (1) 住宅・建築物等の耐震化
- (2) 大規模盛土造成地対策
- (3) 空き家対策の推進
- (4) 計画的な居住誘導
- (5) 避難路・避難場所となるオープンスペースの確保等
- (6) 道路・橋梁等の長寿命化
- (7) 火災予防の推進
- (8) 消防水利の整備
- (9) 被害拡大を抑える体制の確保・強化
- (10) 災害対応機関等の対応能力向上
- (11) 継続的な防災教育等の推進
- (12) 沿道ブロック塀等の除却に関する啓発

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

重点

- (1) 津波ハザードマップの周知、共有
- (2) 南海トラフ地震臨時情報への対応
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 計画的な居住誘導<再掲>
- (5) 公園整備の促進<再掲>
- (6) 堤防の耐震・液状化対策
- (7) 津波に対する対応能力向上
- (8) 広域的な連携体制の構築
- (9) 被害拡大を抑える体制の確保・強化<再掲>
- (10) 住宅・建築物等の耐震化

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

重点

- (1) 雨水浸水対策の推進
- (2) 防災ハザードマップの活用等
- (3) 堤防の耐震・液状化対策<再掲>
- (4) 情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化
- (5) 浸水に対する対応能力向上
- (6) 総合的な治水対策の推進

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点

- (1) 土砂災害ハザードマップの周知
- (2) 土砂災害対策
- (3) 土砂災害に対する対応能力向上
- (4) 計画的な居住誘導<再掲>
- (5) 公園整備の促進<再掲>

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

重点

- (1) 住民等への情報伝達手段の強化
- (2) 避難誘導體制の整備
- (3) 避難所等の充実
- (4) 避難路等の道路環境の整備
- (5) 施設等における避難計画の作成等
- (6) 地域防災力の向上
- (7) 災害対策本部における体制の確保・強化

【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるよう図る

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点

- (1) 非常用物資の確保
- (2) 水道施設の防災・減災対策
- (3) 非常用物資の供給ルートの確保

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- (1) 消防力の強化
- (2) 応急手当、普通救命講習の普及啓発
- (3) 自衛隊との連携強化
- (4) 消防団の充実・強化<再掲>
- (5) 広域連携の強化

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- (1) 非常用物資の確保

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点

- (1) 関連機関との連携
- (2) 医療器具・医薬品等の確保
- (3) 福祉避難所の確保<再掲>
- (4) 災害ボランティアの受入体制の確立
- (5) 非常用物資の供給ルートの確保<再掲>
- (6) 負傷者の搬送先の確保
- (7) 医療に必要な水の確保

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重点

- (1) 避難所等における感染症等の拡大防止
- (2) 衛生備蓄品の充実等
- (3) 下水道施設の防災・減災対策
- (4) 感染症の拡大・まん延期における避難対策

【事前に備えるべき目標】 3

必要不可欠な行政機能の確保

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重点

- (1) 業務継続計画
- (2) 庁舎等の機能の確保
- (3) 庁舎等の強化
- (4) 災害対応力の向上

【事前に備えるべき目標】 4

必要不可欠な情報通信機能の確保

4-1 情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態

重点

- (1) 住民等への情報伝達手段の強化<再掲>
- (2) 災害時の情報収集・通信環境

【事前に備えるべき目標】 5

発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- (1) 企業の事業継続力強化の支援
- (2) 非常用物資の供給ルートの確保
- (3) 道路管理者間の連携体制の確保

【事前に備えるべき目標】 6

生活・経済活動に必要な最低限のライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに早期復旧を図る

6-1 ライフライン（電気・ガス・水道等）の長期間にわたる供給停止

重点

- (1) 水道施設の更新
- (2) 石油燃料等供給の確保
- (3) 災害からライフラインを守る事前伐採の推進

6-2 下水道等の污水处理施設等の長期間にわたる停止

重点

- (1) 下水道施設等の強化
- (2) 指定避難所でのトイレ整備

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

重点

- (1) 防災拠点を結ぶ道路ネットワークの整備
- (2) 道路管理者間の連携体制の確保<再掲>
- (3) 公共交通の確保
- (4) 災害復旧支援に係る協定締結

【事前に備えるべき目標】 7

制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

重点

- (1) 消防団員の機能強化と団員確保
- (2) 狭あい道路の対策
- (3) 空き家対策の推進<再掲>
- (4) 被害拡大を抑える体制の確保・強化<再掲>
- (5) 広域的な連携体制の構築<再掲>
- (6) 各種施設の防災化対策
- (7) 住宅・建築物等の耐震化
- (8) 緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備
- (9) 水道・消防施設の耐震化等

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

重点

- (1) 避難路沿道建築物耐震対策支援事業
- (2) 避難所誘導看板の設置
- (3) 沿道ブロック塀等の除却に関する啓発<再掲>
- (4) 道路啓開体制の整備
- (5) 応急危険度判定士、判定コーディネーター等の養成<再掲>
- (6) 狭あい道路の対策<再掲>

7-3 緑地・急傾斜等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- (1) 緑地・急傾斜等の安全確保

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- (1) 農地・農業水利施設等の保全管理

【事前に備えるべき目標】 8

地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 災害廃棄物処理の体制強化及び仮置場整備

8-2 復旧を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 災害ボランティアの受入体制の確立<再掲>
- (2) 災害対応に必要な町内建築事業者との連携
- (3) 応急危険度判定士、判定コーディネーターの養成<再掲>
- (4) 復興に向けた人材の確保
- (5) 災害に対応できる人材の育成

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 自主防災組織等の活性化
- (2) 避難行動要支援者対策の推進
- (3) 文化財の耐震化等
- (4) 文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 災害復旧支援に係る協定締結<再掲>
- (2) 課税等に関する重要書類等の管理体制<再掲>
- (3) 地籍調査の推進

第6章 計画の推進に向けて

1. 施策の重点化

脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針に基づき各施策を推進するにあたり、限られた予算の中で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、国の計画において選定された重点化すべきプログラムを参考に、本町において推進中の施策のうち、特に重要な施策や事業を「重点化すべき項目」と位置付け、優先的に推進を図っていきます。

2. 計画の見直し

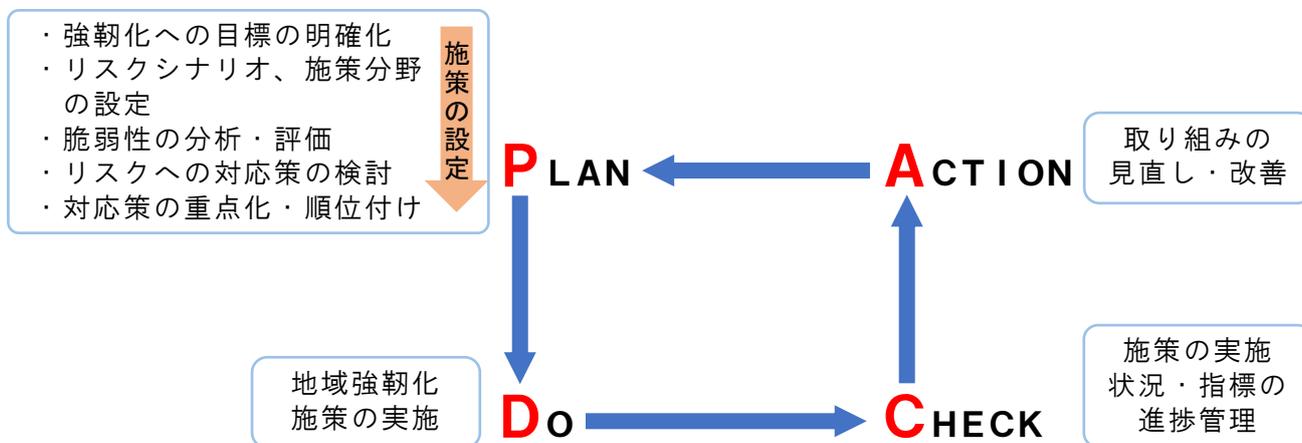
本計画については、社会情勢の変化や、国及び三重県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

ただし、計画期間内において、新たに想定されるリスクが発生した場合は、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとし施策の最適化を図ります。

3. 計画の推進

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを構築し、毎年度の施策の進捗状況等をふまえた効果的な施策展開を図るとともに、計画推進を着実なものとするため、関係機関と十分な連携を図っていきます。

図 PDCAサイクルによる計画の推進



朝日町国土強靱化地域計画【概要版】

令和2年11月

発行 朝日町

編集 朝日町 防災保全課

〒510-8522 朝日町大字小向 893 番地

TEL : 059-377-5610

FAX : 059-377-5661

E-mail : bousai@town.asahi.mie.jp